

平成 22 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社フォーバル
代表者名 代表取締役会長兼社長 大久保 秀夫
(JASDAQ・コード番号8275)
問合せ先 取締役管理本部長 加藤 康二
電話 03-3498-1541

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 5 月 26 日開催の取締役会において、平成 22 年 6 月 25 日開催予定の第 30 回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の趣旨及び目的

当社において、コーポレート・ガバナンスの強化、機動的な経営体制を確立することを目的とし、経営の意思決定と業務執行の分離を明確にするために、現行定款第 14 条及び第 21 条並びに第 23 条について所要の変更を行うものであります。(平成 22 年 4 月 14 日付開示「代表取締役社長の異動に関するお知らせ」もあわせてご覧下さい。)

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成 22 年 6 月 25 日

定款変更の効力発生日 平成 22 年 6 月 25 日

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集しその議長となる。ただし、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</p>	<p>(招集者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集しその議長となる。ただし、<u>取締役会長に事故あるときは、取締役社長が、</u>取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 当社は、取締役会の決議により、<u>取締役の中から取締役社長1名を置き、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置くことができる。</u></p> <p>2 <u>取締役社長</u>は、当社を代表し、会社の業務を統括する。</p> <p>3 取締役会は、その決議により、<u>取締役社長</u>の他に当社を代表する<u>取締役を選任することができる。</u></p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 当社は、取締役会の決議により、<u>代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 <u>代表取締役</u>は、当社を代表し、会社の業務を統括する。</p> <p>3 取締役会は、その決議により、<u>取締役会長、取締役社長各1名を置き、必要に応じて取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置くことができる。</u></p>
<p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集しその議長となる。ただし、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</p>	<p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集しその議長となる。ただし、<u>取締役会長に事故あるときは、取締役社長が、</u>取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</p>